

豊中市消防音楽隊出演要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市消防音楽隊設置規程（平成10年消防長訓令第6号）第7条に定める豊中市消防音楽隊（以下「音楽隊」という。）の出動又は派遣（以下「出演」という。）について、明確な基準を定めることにより、市民に対する公平性及び消防広報の効果を確保することを目的とする。

(出演の基準)

第2条 音楽隊は、消防関係機関の諸行事に出演するほか、次の各号のいずれかに該当する行事で、消防の広報活動が有効に実施できると思われる場合に出演する。

- (1) 豊中市の各機関が主催する行事
- (2) 豊中市内で開催される各種団体の行事で、特別に開催され多数の市民が参加するもの、又は一般に公開され不特定多数の市民を対象とするもの
- (3) その他、消防局長が特に必要と認めるもの

2 前項第1号の規定に該当する場合、行事を担当する部局に対して、出演に要する時間外勤務手当等の費用負担を求めることができる。

3 出演日が、交替制勤務に従事する音楽隊員の勤務日にあたる場合は、出演しないものとする。ただし、勤務体制等に支障がないと判断された場合は、この限りでない。

(出演の申込み)

第3条 音楽隊の出演を希望する団体等は、出演日の2箇月前までに、別に定める様式によって申込みをする。

(審査)

第4条 音楽隊は、申込みのあった行事の内容が、第2条の規定に適合しているか否かについて審査する。

(通知)

第5条 音楽隊は、前条の審査結果及び過去の出演状況、他の消防関係行事、予算措置等から出演の可否を決定し、速やかに申込者に通知する。

(抽選)

第6条 同一の出演日に複数の団体等から申込みが合った場合は、必要に応じて抽選を行う。

(出演の中止)

第7条 音楽隊は、出演の決定後であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、出演を中止することができる。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるため、出動又は待機命令が出された場合
- (2) 著しく隊員の欠員が生じた場合
- (3) 申込みの内容に偽りがあり、出演基準に適合しないと判断された場合
- (4) 豊中市の重要な式典等において、演奏の必要が生じた場合

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、音楽隊の出演について必要な事項は、消防局長の承認を得て音楽隊長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。(消防長通知)

(平成27年3月30日豊消予第216号消防長通知)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。